

認可保育所事業者募集要項

平成 30 年 3 月
東京都北区

1. 募集の趣旨

就労形態の多様化や共働き世帯の増加等に伴い、保育需要は年々増加している。北区では、待機児童を解消するため、認可保育所の開設および運営を行う事業者を募集する。

2. 募集内容

(1) 募集地区

滝野川西地区（※1）及び周辺地区

※1 滝野川 1～3 丁目、滝野川 5～7 丁目、西ヶ原 1～4 丁目、中里 1～3 丁目
上中里 1 丁目、田端 1～6 丁目

※2 ただし、物件については必ず事前に区担当者と協議すること。

(2) 施設規模

原則として、0 歳児、もしくは 1 歳児～5 歳児で定員 60 名以上とする。ただし、最終的な定員決定は区の指示に従うこと。

※なお、待機児童における 1 歳児の割合が多いことから、1 歳児以降の受け入れ人数ができるだけ多くなるよう配慮すること。また、募集地区内には、0 歳児から 2 歳児までの保育施設が多く存在することから、3 歳児以降の受け入れを見据え、2 歳児と 3 歳児の定員数に差を設けるよう配慮すること。

※定員 60 名未満でも、60 名以上とすることが困難であり、継続した保育需要が見込まれる等の要件を満たす場合は、認める場合がある。

(3) 開設時期

平成 31 年 4 月

3. 応募資格

以下の①から⑦の条件をすべて満たしていること。

①平成 30 年 4 月 1 日現在、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県または静岡県で、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める認可保育所を 1 年以上運営している法人であること。

②認可保育所を運営するために必要な経済的基盤があること。

③認可保育所運営を継続的に健全かつ円滑に実行できること。

④認可保育所運営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

⑤区で指名停止期間中でない法人であること。

⑥税の滞納をしていない法人であること。

⑦団体及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でない法人であること。

4. 応募条件

(1) 法令遵守

認可保育所の設置・運営にあたり、以下の法令及び例規、関係規程の基準を満たすこと

- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び同施行規則（平成24年東京都条例第43号及び同規則第47号）
- ・東京都「保育所設置認可等事務取扱要綱」（平成10年9福子推第1047号）
- ・北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び同施行規則（平成26年北区条例第24号及び同規則第39号）
- ・東京都北区保育所給付費扶助要綱（平成28年北教子保第1006号）
- ・東京都北区私立保育所運営費補助要綱（平成28年北教子保第1011号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）

※その他事業実施にあたり必要な法令等を遵守すること

(2) 応募時に、募集地域内に、物件を確保（仮押さえで可能）できていること。

ただし、確保（仮押さえを含む。）に係る費用は事業者負担となる。

(3) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入後の建築物であること。

それ以前の建築物の場合、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI_s値0.7以上かつq値が1.0以上若しくはC_{tu}S_d値0.3以上、木造の建築物にあっては、I_w値が1.1以上であることが確認された建築物であること。

(4) 提案が賃貸物件の場合は、建築確認申請書・建築確認済証及び検査済証（紛失している場合は台帳記載事項証明書）等の提出が可能で、かつ建築基準法による保育所への用途変更が確実にできるものであり、認可保育所として使用するための施設基準を満たす建物であること。なお、検査済証の交付を受けていない物件の場合についても、認められる場合があるので、事前に区と協議すること。

例）検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合は、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書の提出が可能であること。

(5) 設備基準

建物については、(1)の関連法令及び規程の定めるところに従うものとし、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、適切に運営すること。

① 基準設備・面積等

区分	要件	
乳児室又は ほふく室・保 育室又は遊 戯室	0歳児	一人あたり5.0㎡（内法面積）以上。 ※乳児（満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所とは別の部屋であること。部屋を別にできない場合は、保育を行う場所が区画されており、かつ安全性が確保されていること。
	1歳児	一人あたり3.3㎡（内法面積）以上。
	2歳児以上	一人あたり1.98㎡（内法面積）以上。

屋外遊戯場	<p>2歳児以上の定員×3.3㎡以上。</p> <p>賃貸物件の場合、屋外遊戯場は、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とするが、土地の確保が困難等のやむを得ない事情がある場合は、徒歩で概ね5分以内の距離にある公園等の代替地であっても可とする。ただし、代替地の場合、遊戯室及び水遊びスペースの確保等、保育環境の質の向上に努めること。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※転落防止用の柵等については、足がかりから120cm以上、幅は内法8cm以下を基本とする。

- ②乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）には、保育に必要な用具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。
- ③自転車及びベビーカー置き場を確保すること。
- ④非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。
- (6) 内装及び使用什器については、「化学物質の子供ガイドライン」（東京都福祉保健局、環境局策定）に基づき、シックハウス対策を十分にとること。また、東京都が行う現地確認後に、別表1に基づく化学物質濃度測定を必ず実施し、測定値が厚生労働省の定める化学物質の室内濃度指針値を超えないこと。なお、それに基づき実施した測定結果及び対策状況を区長に提出し、安全性が確認された後に開設すること。
- (7) 保育サービスの自己評価や第三者評価、相談・苦情対応についての体制を整備するなど、安定した質の高いサービスを行えること。
- (8) 保育の実施にあたっては、児童の健康及び安全の確保を基本とし、保育所保育指針（平成29年3月31日付厚生労働省告示第117号）をもとに行うこと。

5. 運営の概要について

区の定める運営の概要は以下のとおりである。

(1) 開所日

月曜日から土曜日まで（祝日、振替休日、年末年始を除く）

(2) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分まで

(3) 入園の決定

入所児童は保育の必要性の認定を受け、区が利用調整により決定した児童とする。

(4) 職員配置

職員の配置基準等は、次のとおりとする。

区分	基準	備考	
施設長	1名		
保育士	0歳児	児童3人につき1名	
	1歳児	児童5人につき1名	
	2歳児	児童6人につき1名	
	3歳児	児童15人につき1名	
	4・5歳児	児童30人につき1名	

調理員	3名（児童定員 151 人以上は4名）	調理業務の全部を委託する施設にあつては配置しないことができる。
嘱託医	1人	

①保育従事職員は保育士資格を有する常勤職員を原則とする。常勤職員は、事業者と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であつて、当該認可保育所において1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者をいう。

②開所時間中については、現に登園している児童数に対し、職員配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置し、保育士資格を有する常勤職員1人以上を含む2人以上の保育従事職員を配置すること。

③保育士の数は、常勤職員により算定すること。短時間勤務保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てる場合、時間勤務保育士及びその他の常勤以外の保育士の総勤務時間数が常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。

④設置者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。

(5) 実施事業

以下の事業を実施すること。

①延長保育（2時間以上）

②一時保育

③年末特別保育

(6) 延長保育料

東京都北区保育料等徴収条例（平成27年北区条例第1号）に定める延長保育料の金額を考慮して事業者が設定し、事業者が徴収する。

(7) 連携施設としての協力

北区が認可する地域型保育事業について、地域型保育事業者又は区から要望された場合には、積極的に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条に規定する連携施設になるよう努めること。

(8) 食材搬入等についての区内事業者等の積極的活用

区内産業活性化の観点から、食材搬入業者等については区内の業者を積極的に活用すること。また、業者に対しては、運営開始前に時間的余裕をもって打診すること。

6. 選定方法

区が設置する選定委員会における審査により、総合的に判断し、優れた事業者を選定する。審査は、応募事業者から提出された書類内容及びプレゼンテーションにより行う。

なお、審査の結果、事業者を選定しないことがある。

7. 補助金（予定）

整備費の補助については、「東京都北区私立保育所等整備費補助要綱」もしくは「東京都北区賃貸物件による私立保育所整備事業補助要綱」に基づき行う。

※国及び東京都の補助制度に基づいた補助とし、平成30年度の予算措置が行われるこ

とを条件として、予算の範囲内において補助を行う。補助金額・補助率については、国及び東京都の補助制度の改正に伴い変更となる可能性がある。

※補助事業を行うために締結する契約については、原則として入札とする。

※補助事業に係る消費税及び地方消費税について、仕入税額控除制度を利用した場合は、この控除の金額分は補助対象としない。

8. 運営経費

委託費（公定価格）の給付のほか、北区保育所給付費扶助要綱及び北区私立保育所運営費補助要綱に基づく補助金の交付を行う。

9. 提案書類提出締切

区担当者と事前協議後、お知らせします。提案書類提出後、概ね1ヶ月～1ヶ月半程度で審査を行う予定である。選定直後に、東京都の認可を受けるための事前協議や計画承認申請等の手続きがあるので、提出書類については「保育所設置認可等事務取扱要綱」を確認し、速やかに提出すること。

【参考】東京都福祉保健局ホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninka/n_syousai.html

10. 提案書類

次の①から⑩の提案書類を郵送もしくは持参により提出すること。

提出書類		備考
①	認可保育所開設提案書（様式1）	
②	建物・土地の状況（様式2）	検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書で提出すること。
	建築確認申請書（写）	
	建築確認済証（写）	
	検査済証（写）	
	建物や園庭を含む周辺の案内図	
③	調査書（様式3）	
④	法人の概要・沿革（様式4）	
⑤	認可保育所平面図（案）（各室の用途・面積〔施設の出入口、各室の出入口、非常口及び避難経路を明記〕）	2方向避難経路を朱書きすること。
⑥	運営企画書（様式任意）	※5ページ以内（写真等も含む）
⑦	定款又は寄付行為の写し	
⑧	当該保育所の5年間の収支計画書	開設に当たり借入等を行う場合は、返済計画についても記載すること。
⑨	人件費詳細内訳（様式5）	
⑩	予算書（平成29年度）、決算報告書（直近3年間の決算報告書）、事業報告書（最新の年度のもの）、資産の状況（資産目録等） ※正本のみ	決算報告書については、運営保育園単独のものも作成すること。

⑪	納税証明書 ※正本のみ	3箇月以内に発行されたもので、税目は「法人税」「法人事業税」「消費税及び地方消費税」。
⑫	運営施設(1ヶ所以上)のパンフレット、保育所内規則、保育指導計画、児童票、保育日誌、利用契約書及び重要事項説明書の見本又は写し	
⑬	運営施設(1ヶ所以上)の指導検査結果通知(直近)	
⑭	運営施設(1ヶ所以上)の第三者評価結果(直近)	

※追加提出資料が必要な場合は、別途指示するので速やかに対応すること。

※未着・遅延等については、原因の如何を問わず、区では責任を負わない。

※提出部数は①から⑨までは8部、⑩から⑭までを1部を提出する。また、「A4-S 2穴ファイル」に綴じ、書類名のインデックスをつけた白紙ページを入れること。

・提出書類を持参する場合は、事前に電話連絡をすること。

11. その他

- (1) 必要に応じて追加資料の提出依頼、ヒアリング、関連施設の調査、財務分析等を行う場合がある。
- (2) 事業計画の決定及び変更等については区と協議する。
- (3) 次の①から④のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
 - ②応募資格を満たさなくなった場合
 - ③審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
 - ④前3号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 応募に関する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区が事業者の公表等が必要な場合には、応募に関する書類内容を個人に関する情報を除き、無償で使用できるものとする。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却は行わない。
- (5) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の使用を禁じる。
- (6) 応募に際して要した費用については、応募する事業者の負担とする。また、北区の審査結果により認可保育所の事業者として適正であると認められなかった場合において、設置等のために拠出した全ての費用は応募者の負担とする。
- (7) 開設後の運営については、すべて自己責任のもと実施すること。
- (8) 区の選定通知を受けた後は、速やかに近隣住民の方々への戸別訪問又は説明会等を実施すること。実施方法については、区と協議すること。

12. 書類提出先及び問合せ先

北区教育委員会事務局子ども未来部子育て施策担当課 担当：小林、高田、津久井
〒114-8546 北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎 1階(3番窓口)
電話：03-3908-9095(直通)

電子メール：kosesaku-ka@city.kita.lg.jp

別表 1

北区認可保育所における室内化学物質対策実施基準

対象	認可保育所
実施内容	設置者は、事業を実施する施設の室内化学物質濃度の測定を第三者の専門機関に依頼し、室内の安全性を確認する（室内に什器等を設置した状態で測定することが望ましい。）。なお、事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行なった場合も、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・1,4-ジオキソベンゼンの6種
検査機関	厚生労働省標準測定法により検査できる機関
測定方法	<p>厚生労働省の測定方法のうち標準測定法によること。</p> <p>日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60cm、乳児は床上30cmなど、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。</p> <p>測定の際は換気装置を停止させること。ただし、常時（24時間）稼働させる換気装置についてはこの限りでない。</p> <p>窓際、出入り口、送風口付近は避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。</p> <p>100㎡以下の施設については、乳児室において1か所測定し、100㎡を超える施設については乳児室及び保育室において最低2か所測定すること。</p>
測定結果	<p>厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。</p> <p>指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じること。</p> <p>測定結果及び対策状況については、関係者に説明または公表すること。</p>
改善方法	<p>設置者の責任において改善すること。</p> <p>（完了・引渡し時に、工事請負業者の責任で指針値以下とするよう、あらかじめ建築工事特記仕様書に記載する等。）</p> <p>改善方法については、所管の保健所に相談するなど早急な対応を行い、再検査を実施すること。</p>
開設までの注意	<p>化学物質の低減のため、竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。</p> <p>換気装置を使用するか定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。</p>